

令和6年度地域の駐車・交通対策助成事業募集要項

池袋地区駐車場地域ルール運用協議会では、「池袋地区駐車場地域ルール運用協議会地域の駐車・交通対策の実施に関する要綱」（別添：以下「要綱」）に基づき、第4期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の助成対象となる事業を募集します。

この助成は、池袋地区駐車場地域ルールの適用により附置義務台数の低減を受けた事業者等からの地域貢献協力金を原資とし、要綱第4条の助成対象事業を実施しようとする事業者に対し、事業に要する費用を助成することをもって、良好な駐車・交通環境の実現に寄与すること目的としています。

事業者の方々におかれましては、是非この制度をご活用頂きたくご案内申し上げます。ご不明な点がありましたら、事務局までお問合せください。

記

1. 助成対象となる事業

助成対象事業は以下のとおり。

- ① 共同荷さばき駐車施設活用促進助成（既存駐車施設）
（例）共同荷さばき駐車施設をより多くの活用を促すための対策
- ② 共同荷さばき駐車施設整備助成（既存駐車施設）
（例）既存駐車施設の駐車マスの大きさの変更による共同荷さばき駐車施設の整備
- ③ 集約駐車施設整備助成（既存駐車施設）
（例）既存駐車施設の駐車マスの大きさの変更による乗用車・貨物車・障害者用の集約駐車施設の整備
- ④ バリアフリー化への整備助成
（例）バリアフリー経路整備、障害者用駐車マスへの変更整備

2. 助成対象となる事業者等

助成対象事業について、助成金の交付を申請できる事業者は以下のとおり。ただし運用協議会が認める場合には、この限りでない。

- ① 共同荷さばき駐車施設活用促進助成（既存駐車施設）
⇒ 地域ルール適用地区内の既存駐車施設の所有者
- ② 共同荷さばき駐車施設整備助成（既存駐車施設）
⇒ 地域ルール適用地区内の既存駐車施設の所有者
- ③ 集約駐車施設整備助成（既存駐車施設）
⇒ 地域ルール適用地区内の既存駐車施設の所有者
- ④ バリアフリー化への整備助成
⇒ 地域ルール適用地区内の既存駐車施設の所有者

3. 助成条件

	① 共同荷さばき駐車施設活用促進助成 (既存駐車施設)	② 共同荷さばき駐車施設整備助成 (既存駐車施設)
助成比率	総事業費の100%	総事業費の100%
上限額	150万円	150万円
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・自らのビル以外への集配を目的とした多数の荷さばき車両を受け入れていること ・共同荷さばき駐車施設の運用法について、池袋地区駐車場地域ルール運用協議会もしくは事務局（豊島区都市計画課）と合意を得られたもの ・システム管理、運用経費（人件費含む）は除く ・利用者が円滑に利用するための運用計画を定めており、運用計画に沿った適切な管理が可能であること ・助成事業により取得し、または効用の増加した財産について、本協議会が定める期間は用途の変更、処分を行わないこと ・池袋地区駐車場地域ルール適用地区内であること <p>※上記を原則するが、本協議会が認める場合にはこの限りでない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル（以下、運用マニュアルという）8駐車施設の構造等に定める①貨物車の駐車施設の構造等及び②貨物車の駐車施設において配慮すべき事項を満たすこと ・共同荷さばき駐車施設の出入り口が、特定路線及び車両通行禁止規制の実施される路線に面するものでないこと ・利用者が円滑に利用するための運用計画を定めるとともに、運用計画に沿った適切な管理が可能であること ・助成事業により取得し、または効用の増加した財産について、本協議会が定める期間は用途の変更、処分を行わないこと ・池袋地区駐車場地域ルール適用地区内であること <p>※上記を原則するが、本協議会が認める場合にはこの限りでない</p>

	③集約駐車施設整備助成 (既存駐車施設)	④バリアフリーへの整備助成 (既存駐車施設)
助成比率	総事業費の100%	総事業費の100%
上限額	150万円	150万円
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・運用マニュアル 9 駐車施設の隔地・集約化に定める②乗用車の駐車施設を集約する場合の条件、または②貨物車の駐車施設を集約する場合の条件、または②障害者の駐車施設を集約する場合の条件を満たすこと ・集約駐車施設の出入り口が、特定路線及び車両通行禁止規制の実施される路線に面するものでないこと ・助成事業により取得し、または効用の増加した財産について、本協議会が定める期間は用途の変更、処分を行わないこと ・公認集約駐車施設認定を受けること ・池袋地区駐車場地域ルール適用地区内であること <p>※上記を原則するが、本協議会が認める場合にはこの限りでない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー経路の整備に際しては、「バリアフリー新法」、「建築物バリアフリー条例」、「福祉のまちづくり条例」などの関係法令に定める規定に従い、障害者のための駐車施設から建築物内の目的地まで、安全かつ円滑な利用が可能となるよう配慮すること ・障害者用駐車マスの改変に際しては、「東京都条例基準」もしくは「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」における整備基準を満たすこと ・個人宅の既存駐車施設は除く ・助成事業により取得し、または効用の増加した財産について、本協議会が定める期間は用途の変更、処分を行わないこと ・池袋地区駐車場地域ルール適用地区内であること <p>※上記を原則するが、本協議会が認める場合にはこの限りでない</p>

4. 助成対象経費

事業の実施経費については、原則、科目により計上し、内訳（対象費、非対象費）を明確にしてください。助成対象経費は、次のとおりです。

(ア)施設および設備の改善、物品の購入、設置する事業

「機械器具費」、必要な「本工事費」および「付帯工事費」

(イ)上記以外の事業

事業の実施に要する「製作費」「印刷費」「直接経費」(活動費等)

また、事業に要する場合でも、以下項目については、助成対象外です。

① 団体の運営に要する経費

② 事業に直接必要とされない経費（事業実施後の反省会、打ち上げ等の経費、基金・積立金など）

(ウ)用途が特定できない経費（予備費、雑費、繰越金など）

5. 令和6年度助成金総額（予算）

450万円（1事業上限150万円）

6. 申請書類

助成事業の申請にあたっては、別添の「規定様式について」（申請手続き）をご覧ください。

7. 申請の受付

申請に際しては、事前に事務局までお問合せ下さい。

・応募期間（事前相談含む）

令和6年4月1日～令和6年7月31日（土・日・祝日除く）

※期間に依らない場合もご相談下さい。

・相談先

池袋駅地区駐車場地域ルール運用協議会 事務局

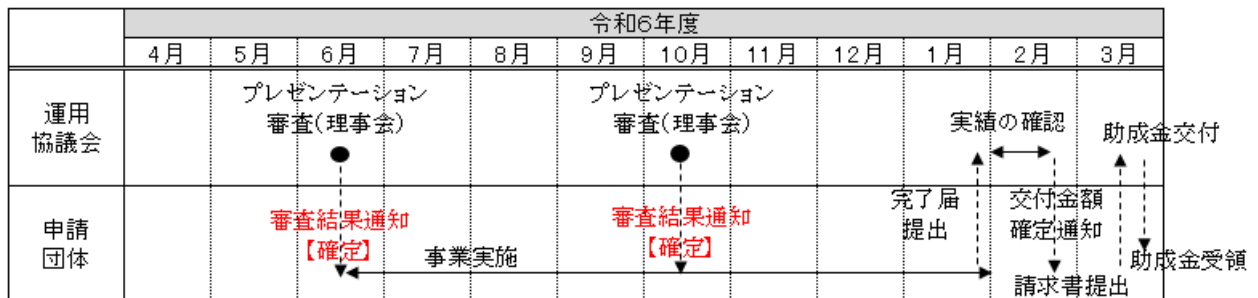
豊島区都市整備部都市計画課交通政策グループ（豊島区本庁舎6階6番窓口）

平日9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

電話：03-4566-2635（直通）

メールアドレス：A0022603@city.toshima.lg.jp

8. スケジュール



9. プレゼンテーション審査

池袋地区駐車場地域ルール運用協議会にて、理事による審査を行います。申請のあった事業について、審査基準に基づき審査し、その結果を踏まえて助成対象事業を決定します。

審査に際しては、プレゼンテーション（10分程度）を行っていただき、質疑応答（15分程度）を以て判断します。

なお、審査のためのプレゼンテーションは非公開とし、録音・録画は禁止とします。

また、プレゼンテーションとは別に、審査の必要に応じて、団体の代表者及び事業所管課にヒアリングを行う場合があります。

10. 審査結果の通知

プレゼンテーション審査日以降、審査結果（確定）の通知を速やかに送付します。

11. 完了届

事業終了後、速やかに事業の実績報告として以下の書類を提出いただきます。

- ・完了届及び写真等の報告資料
- ・事業経費の支出が確認できる書類（請求書、領収書、金額の内訳が確認できる書類）

※事業によっては、現場確認を実施する場合があります。

12. 助成金額の確定

上記11を以て、助成金額が確定したものとし、交付金額確定通知を別途送付します。

13. 助成金額の支払い

プレゼンテーション審査後に通知する「審査結果通知」に記載されている決定額が、助成の上限額です。事業完了時の総事業費が助成金申請時の総事業費を上回っていても、追加請求することはできません。

- ・確定払いによる請求（原則）

助成金は、原則、事業完了後、実績報告を行っていただき、助成金の額が確定したのちに支払うこととなります。

- ・前渡金による請求（例外）

確定払いでは事業の実施に支障をきたす場合、例外的に前渡金を請求することができます。前渡金の支払いを行った事業については、事業完了後、助成金の額が確定したのちに、その不足額を支払うものとする。

【前渡金の割合】

助成金額全体の5割を超えない範囲で、必要最小限の額を算定し、内訳（対象費のうち前渡金に充てる項目）を明確にしてください。

【前渡金の端数整理】

1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

【前渡金の請求】

プレゼンテーション審査後に通知する「審査結果通知」に、助成の額とともに前渡金の決定額を通知しますので、「請求書（前渡金）（様式は任意）」を提出してください。

また、事業完了後、確定した助成金の額が前渡金を下回る場合、差額を返還していただきます。

14. その他

- 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき、助成金を他の用途に使用したとき、または助成金の交付決定にあたり付した条件に反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。
- 助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに助成金を交付しているときは、その全部又は一部を返還していただきます。
- 書類作成に要する経費など助成金交付申請にあたり必要となる一切の費用は、申請者の自己負担となります。

「規定様式について」（申請手続き）

助成事業の申請にあたっては、以下の資料を作成の上、本協議会理事長宛て（事務局へ）ご提出をお願いします。

【事前相談】

○関連資料－1 事業実施計画

※様式は自由です。計画地、事業の目的、内容、実施期間等の実施計画を明記するとともに、施設および設備の改善・購入・設置する事業にあつては予定の施設および設備、図面、工事関係図書（施工体制、実施工程等）を記載してください。

○団体の概要が分かる書類（④街づくり団体への助成のみ）

- ・活動実績
- ・定款、規則又は会則
- ・構成員名簿（役職、住所、氏名が記載されているもの）
- ・総会資料等

【本申請】

上記、【事前相談】の資料に加え、以下の資料を作成の上、ご提出をお願いします。

○事業申請様式（別紙「助成事業様式－1：申請」参照）

○関連資料－2 事業費予算内訳書

※1. 様式は自由です。事業費の内訳を記載し、うち助成の対象となる経費を明記してください。

※2. 工事が伴う事業等については、助成の対象となる経費についての請負予定業者等の見積り書等を添付してください。

○関連資料－3 地域の駐車・交通課題の改善への寄与

※この事業が公益性を有し、かつこの事業を実施することにより地域の駐車・交通課題の改善に寄与することの説明を記載してください。

併せて④街づくり団体への助成については、事業が区民や地元企業、来街者等、周辺への啓発可能性も含まれることの説明も記載してください。

○関連資料－4 取得した財産の維持・管理方法（対象者のみ）

※「要綱」第18条による財産の管理等について、管理主体および管理方法等の予定を記載してください。

※共同荷さばき駐車施設運用・整備助成（既存駐車施設）を受ける場合は、利用者が円滑に利用するための運用計画を定めるとともに、運用計画に沿った管理方法等について記載してください。

<助成事業様式－1：申請>

年 月 日

池袋地区駐車場地域ルール運用協議会
理事長 篠 栄一郎 様

事業実施者 住所
氏名または名称
代表者の職・氏名 印

地域の駐車・交通対策助成金交付申請書

「地域の駐車・交通対策の実施に関する要綱」第10項により、助成金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

1. 対象事業の名称
2. 計画地
3. 事業の目的及び内容（詳細は「関連資料－1 実施計画書」のとおり）
4. 事業に要する予算総額 円
（内訳は「関連資料－2 事業予算内訳書」のとおり）
5. 助成金交付申請額 円
6. 事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日～ 年 月 日
7. 申請者連絡先
部署：
氏名：
電話：
E-mail：